

平成29年度（2017年度） 事業報告

- 施設系サービス
 - 生活介護事業（介護給付事業）
 - 就労継続支援事業B型（訓練等給付事業）
- 居宅系サービス
 - 共同生活援助事業（訓練等給付事業）
- 障害児通所支援事業【児童福祉法】
 - 放課後等デイサービス事業（障害児通所給付事業）
 - 児童発達支援事業（障害児通所給付事業）
- 相談支援事業
 - 特定相談支援事業（計画相談支援給付事業）
 - 障害児相談支援事業（障害児相談支援給付）
- 短期入所事業
 - 短期入所事業（介護給付事業）
 - 日中一時支援事業

（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

社会福祉法人 こころの窓

障がい者通所施設	青い鳥
共同生活事業所	ヴィラージュあゆみ ヴィラージュあまね
障がい児通所施設	青い鳥初芝教室
相談支援事業所	青い鳥
短期入所事業所	ショートステイあかね

29 年度事業における主な報告【法人全般】

1. 改正社会福祉法に基づく新体制発足

改正社会福祉法の施行を受け、28 年度末、評議員選任・解任委員会により新評議員 7 名が選任されました。29 年 6 月に開催された評議員会により新理事 6 名、新監事 2 名が選任され、新体制が確立しました。

新体制の下、社会福祉法人に求められる重責を十分に果たすべく、障がい福祉増進に邁進して参ります。

2. 平成 29 年度社会福祉施設等施設整備費補助金及び堺市障害者グループホーム等整備促進事業補助金による「すごうホーム」建設

平成 26 年度から 32 年度末までの 7 か年においてホーム利用定員数を 60 名規模に拡大目指す「グループホーム推進 7 か年計画」を推し進める中、ニーズの高い重度障がい対応型女性ホーム建設を平成 29 年度社会福祉施設等施設整備費補助金の国庫補助対象として申請していたところ助成対象ホームとして採択されました。当該ホーム「すごうホーム」は定員 5 名で、30 年初夏オープンを目指し、入居者公募、選考及び決定、新規スタッフの採用選考を進めています。

ホーム建設にかかる総事業費 54,810,000 円のうち、社会福祉施設等施設整備費補助金 21,419,000 円、堺市障害者グループホーム等整備促進事業補助金 10,000,000 円、計 31,419,000 円の助成いただきました。

「すごうホーム」開所をもち、当法人運営のグループホーム全定員は 54 名に達します。

3. 「大阪しあわせネットワーク（オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業）」への参画深化

社会福祉法人制度改革に伴う、地域貢献の必要性や公益的な取組みの責務、関与への趨勢に鑑み、オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業「大阪しあわせネットワーク」に参画しています。

平成 28 年度から社会貢献基金への拠出を行ない、社会福祉法人の強みを活かした様々な地域貢献模索への足掛かりとしました。平成 29 年度はより踏み込んで、当相談支援事業所の相談支援専門員が、地域の総合生活相談を担う「コミュニティワーカー」の養成課程修了により「総合生活相談員・CSW」としての資格を取得しました。今後、地域何でも SOS に対応できる、生活困窮レスポンス事業への要員配置（人的貢献）を可能にらしめました。

4. 堺市緊急時対応事業への参画

国が定める施策「地域生活支援拠点等」における 1 つ[緊急時の受入れ・対応]の整備として、平成 29 年度より堺市が鳴り物入りで始めた緊急時対応事業に当法人も参画。平成 28 年度までの安心コールセンター事業の進化版として、緊急コールセンター＋駆付け移送＋ショートステイ受入の三点機能を兼ね備えた緊急体制を、ショートステイあかねと通所施設青い鳥で協働して進めてきました。初年度は、登録者は 45 名、コーディネートは 3 件、緊急出動 1 件の実績がありました。次年度（H30）も継続していきます。

5. 法人車両全車へのドライブレコーダー搭載と車両安全運行の強化

車両の安全運行は福祉事業者にとり極めて重要です。送迎業務をはじめ、現在の福祉サービスでは運転業務が欠かせません。

29年度は法人所有の車両すべてにドライブレコーダーを搭載しました。運転者が交通事故を起こしやすい運転行動を振り返って客観的に確認することができます。これにより、運転者は自身の好ましくない運転特性を把握し、その反省を生かして安全運転に対する意識を向上させ、交通事故に遭うことを防止できます。また、実際に交通事故が起こってしまった場合には、客観的な証拠として大きな意味を持ちます。

当法人ではこれまでも年に一度、所轄警察署に依頼し職員向けの交通安全講習会を実施してきましたが、29年度からはさらに、加入保険会社に当法人のデータ分析を基にした講習会の講師派遣を求め、毎年、年度初めに実施する運びとなりました。また、昨夏、埼玉県の事業所で車内置き去りによる熱中症死亡事故が生じたことを受け、車内のチェック体制を強化しました。

今後もさらなる安全な車両運行を求め、有効であろう様々な手立てを講じていきます。

6. 消防法改正によるグループホーム、ショートステイの消防用設備の強化

全国的に就寝施設において多数の死傷者を伴う火災の発生が相次いだことを受け、平成27年、消防法が改正され、スプリンクラーや自動火災報知設備の設置基準が強化されました。既存の事業所については平成30年3月末で経過措置期間が終了するため、29年度中には改正法に適合するよう設備投資を行わなければなりません。採算面や運営面で厳しさのあるホーム事業を敢えて積極的に展開してきた事業者にとってこの経費は重く、災害弱者を守るためとはいえ、多くの事業者が経過措置最終年度まで対応を見送ってきたと思われます。

当法人ではスプリンクラー設置が必要とされる事業所には既に整備を済ませており、残りの自動火災報知設備が必要とされながらも未整備であった府営住宅でのグループホームについて、29年度中に設置を完了させました。

7. 平成29年度年賀寄附金配分事業の助成による「青い鳥」送迎車両の買い替え

日本郵便株式会社より平成29年度年賀寄附金配分事業の助成を受け、経年劣化した「青い鳥」利用者送迎用車両を更改するため、「キャラバン（車いす対応車両）」を新規購入しました。車両購入に係る総事業費は3,300,859円で、助成金額は1,483,859円でした。さらなる福祉増進のため大切に活用させていただきます。

8. 公益財団法人日本財団の助成事業によるグループホーム事業用福祉車両の購入

公益財団法人日本財団より福祉車両の助成事業の助成を受け、グループホーム用車両「N-BOX+」を新規購入しました。車両購入に係る総事業費1,393,590円に対し、助成金額は960,000円でした。職員のホーム巡回、利用者の通院など幅広く活用させていただきます。

9. 人材確保にかかる新卒・第二新卒採用へのシフト

今後も積極的な事業展開を行う方針を堅持する福祉事業者として、それを担う人材確保は最重

要課題となります。これまで事業拡大の都度、スタッフ募集を行ってきた形態から、世代をつなぐ支援体制を確立するために一部の募集を新卒採用に切り替えました。また、層の薄い20歳代の職員割合を高めるため、29歳以下に限定した募集も行っております。

大手人材広告企業のサイトを利用し、これまで手を付けてこなかった大学等への新卒採用の求人募集を積極的に行ったほか、インターンシップ（就業体験）制度を採用しました。また、教職課程での介護等体験希望についても受け入れを開始しました。

法人初の計画的な新卒採用の結果、30年4月、2名の新卒者が着任しております。

10. 「青い鳥」看護職員の配置増

「青い鳥」では利用者の加齢による体力や身体機能の低下が散見され、利用ニーズが開所当時と大きく変わってきています。実際、28年度あたりから、利用者本人やご家族の入院、手術など、健康面での課題が増えてきており、29年度も大きな事案がいくつかありました。

青い鳥では利用者の状態変化に即応できるよう、これまでもウィークデイに常勤看護職員が1名勤務しておりましたが、29年度は利用が増えている土曜日にも新たに非常勤看護職員を配置しました。今後、ニーズの高まりや推移を睨みつつ、作業療法士等、専門職種の配置が実際に有効かどうかを考察し、採用を検討していきます。

11. 「青い鳥」1階エリアにおける空調システムの取り替え

「青い鳥」1階エリア（整備済みの箇所を除く）の空調システム取り替え工事について29年度事業で700万円を予算計上していましたが、補助金獲得を目指し、30年度上半期へ実施を遅らせることとしました。（2階部分は全面整備済み）

12. 法人施設敷地内の全面禁煙

健康増進法の趣旨に賛同し、利用者や職員の受動喫煙を完全に防ぐことを目的に施設敷地内を全面禁煙にしています。現在、禁煙に至っていない利用者の住まわれる2住居以外の当法人施設すべてが大阪府の「全面禁煙宣言施設」に登録済みです。禁煙にトライする職員については、一定要件を満たせば禁煙外来にかかる諸費用を全額法人が支給し、資金面で応援します。

開所間近である「すごうホーム」も今後「全面禁煙宣言施設」に登録いたします。

13. その他 前年度より継続する重要案件

○法人広報活動の拡充 … ホームページ、機関紙による継続した情報発信

ホームページの随時更新、年4回の機関紙発行を行いました。

○人材確保と職場定着、人材育成 … 新人教育及び研修制度の充実と有資格者の増

新人教育制度の確立を目指し、ヒアリングや研修の実施、教育担当者の配置を進めています。

資格につきましては、社会福祉士、介護福祉士試験に合格した職員それぞれ1名が資格登録を行い、採用も有資格者を重視しています。結果、有資格者比率は高い水準を保ち推移しています。

○労務管理の適正化 … 労働時間の把握、管理と業務負担の平準化、有給休暇取得率の向上

管理職が定期的にタイムカードをチェックするなど、こまめに労働時間を把握し、適正な労務管理に努めています。また、毎月、残業時間や有給休暇の消化日数を一覧表にまとめ、偏って業務圧がかかることがないように、各部署に伝える取り組みも継続しています。

14. 事故報告・苦情報告

○事故報告

平成 29 年度は 115 件の事故報告がありました。事故内容及び月別件数は以下の通りです。

主な事故内容	件数	月別事故件数	件数
他傷行為によるケガ	29 件	4 月	5 件
自傷行為によるケガ	0 件	5 月	12 件
物損行為	26 件	6 月	5 件
利用者転倒事故	9 件	7 月	8 件
利用者事故（転倒以外）	5 件	8 月	14 件
誤薬	2 件	9 月	8 件
薬紛失・忘れ	7 件	10 月	11 件
利用者行方不明	0 件	11 月	13 件
食事提供	6 件	12 月	9 件
近隣迷惑行為	0 件	1 月	11 件
現金紛失	3 件	2 月	7 件
車両事故（人身・物損・自損）	10 件	3 月	12 件
送迎配車ミス・利用誤認	10 件		
その他	8 件		

29 年度は他傷行為によるケガが最も多く、8 月に事故件数が最も多い結果となりました。ホーム事業での物損行為が多く見受けられ、日中事業では他傷行為によるケガが年間通して散見され、安全確保と見守り体制が今後の課題として浮き彫りになりました。車両事故も 10 件と多く、29 年度も職員の安全運転と体調管理が課題となりました。

○苦情報告

主な苦情内容	件数	主な苦情相談者	件数
利用者間の他傷被害を防ぐ手立てを求める苦情	1 件	利用者家族	4 件
職員の振る舞いに関する苦情を受け付けた機関からの事実確認	1 件	堺市障害福祉施策推進課	2 件
送迎に関する苦情	1 件	一般の方	1 件
職員の振る舞いに関する苦情	2 件		
利用者対応に関する苦情	1 件		
連絡、報告に関する苦情	1 件		

29 年度は職員の対応・振る舞いに関する苦情が多く、苦情相談者は利用者家族が最多でした。ご利用者やご家族に安心してご利用いただけるよう、職員教育の徹底を図っていきます。

平成29年度（2017年度） 事業報告

● 施設系サービス

生活介護事業（介護給付事業）

就労継続支援事業B型（訓練等給付事業）

（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

社会福祉法人 こころの窓

障がい者通所施設

青い鳥

1. 施設系サービス利用者に対する支援方針【生活介護・就労継続支援】

① 定員規模、利用率及び運営状況

青い鳥が 29 年度に実施した障害福祉サービス事業は、生活介護事業及び就労継続支援事業 B 型の 2 事業です。それぞれ利用定員は生活介護事業が 70 名、就労継続支援事業 B 型が 30 名で、事業所全体としては定員 100 名の多機能型事業所です。加齢等の理由により、年度中に就労継続支援事業から生活介護事業に契約変更した利用者が 3 名おられ、生活介護の実利用の割合が高まる傾向は続いています。

29 年度の給付費収入は 0.4% 増とわずかですが前年度を上回りました。

大幅減収となった 27 年度以前の水準を回復した前年 28 年度と比べ、29 年度の開所日数は 7 日少ない 285 日、延利用者数は 433 人少ない 26,061 人と厳しいものでした。台風による休所も 1 日ありましたが、特に 4 日間に及んだインフルエンザ流行による施設閉鎖が大きく影響しました。それでも、給付費収入を維持できたのは、生活介護事業利用者の障害支援区分が平均的に高まったことと、介護度の高まった利用者のうち就労継続支援事業から生活介護事業へ利用契約を変更した方が少なからずいたことが主な要因です。

(青い鳥の入退所状況、月別利用者数等については P.29~P.30 の添付資料参照。)

② 個別支援

サービス提供にあたり個々の利用者に希望に寄り添い、「生活面（主に日常動作、生活習慣）」「作業面（主に生産活動）」「社会面（主にコミュニケーション活動・対人関係）」等の視点からニーズに応える支援を展開しました。

サービス管理責任者及び担当支援員は利用者及びご家族等のニーズを分析・検討したうえで 6 ヶ月毎に個別支援計画を策定し、利用者、ご家族の同意を得ました。特に、各事業に課された支援目的に対し、「利用者が事業所に安心して通所でき、安定して過ごす」こと、「利用者が本人に合ったコミュニケーション方法を得て、意思を表出する」こと、「利用者が自己決定し、自発的・能動的に活動する」ことを大切にしながら個別支援計画を策定し、6 ヶ月間の支援についてモニタリング表を作成して、利用者本人やご家族等に報告しました。支援計画の進捗状況を把握するため、内部作業として 2 ヶ月毎に各利用者への支援について振り返りを行い、計画に基づいた支援が展開できているかどうか、丁寧なモニタリングを行いました。

各利用者の個別支援計画の実施期間について、28 年度までは全利用者に対し 4~9 月、10~3 月に固定していましたが、個別支援計画が指定特定相談支援事業の策定する「サービス等利用計画における総合的な援助方針」に基づいていることから、当事業所の支援計画の期間もサービス等利用計画案と同じように、29 年度からは各利用者の誕生日月から 6 ヶ月毎に更新していく形に切り替えを進めました。30 年 9 月までに全利用者の切り替えが完了する予定です。また、各利用者が取り組む作業に関し立案される作業計画書についても、同じく実施期間を改めています。

③日中活動

利用者の日中活動には作業活動、創作活動、レクリエーション、運動等のプログラムを用意しました。生活介護事での作業は企業からの請負作業、リサイクル関係（新聞回収、アルミ缶回収）、清掃業務でした。

④工賃向上

就労継続支援事業では、28年度より算定している目標工賃達成加算要件を引き続き満たすレベルで平均工賃額を維持することを、具体的な平成29年度の必達目標としました。前年度において各都道府県の平均工賃額を上回る賃金支給がひとつの要件であり、大阪府下の当該事業における28年度平均工賃時給額161円、平均月給額11,209円に対し、「青い鳥」では平均時給額260円、平均月給額22,880円となり、加算算定要件を満たすという年度目標は達成しました。30年度はさらなる工賃向上を目指します。

※ 上記工賃額は利用形態の違う様々な事業所を比較するために国が定めた基準の下に算出された数値であり、実際に利用者に支給された金額とは異なります。

（工賃支給額についてはP.31～P.32の添付資料参照。）

・就労継続支援B型事業

作業種別は、変わらず配膳作業、清掃作業、製菓作業、そして企業からの請負作業となっています。工賃時給額も前年度同様、時給150円（企業からの請負作業）と時給250円（製菓など、その他の作業）の2段階としました。各作業について月単位での売上目標を明確にし、意識を高めながら、担当利用者支援スタッフとともに意欲的に業務を遂行することができました。

※下表を参照

製菓は、昨年度新たに取引の始まった株式会社グランディーユ、堺市役所地下食堂「森のキッチン」を含め順調に取引が継続しており、販売チャンネルの多様さもあり利用者の意欲向上につながっています。清掃作業も日々継続することで、徐々にではありますが、ベッドメイキング等の清掃技術の習得、向上が見られます。配膳作業は、管理栄養士、調理師資格を持つスタッフを配置、調理補助4名（ローテーション制）の厚い支援体制で、丁寧に技術習得をすすめています。

また、企業の請負作業においては、単価面や作業効率等を検討し、1社との取引を終了しています。

・就労継続支援事業

◎製菓事業 前年度との売り上げ比較です。

	平成29年度	平成28年度	前年度比
収入(売り上げ)	3,368,540円	3,464,418円	▼2.8%
支出(材料費等)	1,596,911円	1,709,046円	▼6.6%
差額	1,771,629円	1,755,372円	△0.9%

◎業務委託契約事業の収入は以下の通りです。

	平成 29 年度	平成 28 年度	前年度比
清掃事業 (ヨートライあかね)	600,000 円	1,320,000 円	—
清掃事業 (青い鳥)	654,000 円	—	
給食事業 (青い鳥)	1,440,000 円	1,440,000 円	—

※清掃事業 あかね (50,000 円/月) × 12 か月
 青い鳥 (50,000 円/月) × 12 か月 + 大掃除 (18,000 円/回) × 3 回
 給食事業 (120,000 円/月) × 12 か月

◎請負作業の主な取引先とその収入は以下の通りです。

主な取引先	29 年度収入	28 年度収入	前年比
アサヒサイクル(株)	669,634 円	728,842 円	91%
下野紙器(株) 10月まで	355,822 円	715,743 円	—
栄プラスチック(株)	183,017 円	52,189 円	350%
(株)泉州パック	33,324 円	75,193 円	67%
総 計	1,241,797 円	1,571,967 円	80%

◎就労継続支援 B 型事業 全体の収入は以下の通りです。

	平成 29 年度	平成 28 年度	前年度比
収入	7,304,337 円	7,796,385 円	93.6%
支出	1,596,911 円	1,709,046 円	93.4%
純利益	5,707,426 円	6,087,339 円	93.7%

・生活介護事業

◎請負作業の主な取引先とその収入は以下の通りです。

主な取引先	29 年度収入	28 年度収入	前年比
奥野清明堂	689,301 円	757,476 円	91%
前田物産	207,775 円	246,100 円	84.5%
アサヒサイクルリムセンター	163,940 円	154,400 円	106.1%
中谷金属工業 (株)	82,000 円	93,519 円	87.7%
和新工業 (株)	192,830 円	136,963 円	140.7%
リサイクル関係	203,780 円	216,040 円	94.4%
下野紙器 (10月～)	217,592 円	—	—
総 計	1,757,218 円	1,666,645 円	105.4%

※下野紙器は 10 月に就労継続支援 B 型事業から生活介護事業へ移行しました。

⑤土曜活動【生活介護・就労継続支援】

29年度の土曜活動（通称：わいわいサタデー）は基本的に希望者に月1回、第1、第3土曜日に分かれて参加していただきました。社会のルール・マナーを学ぶ、集団活動に慣れる、円滑な対人関係を築く、買い物などのIADL（手段的日常生活動作能力）を高めることなど、社会適応的な振る舞いを身に付けることを目的とした支援の方向性を持ち、各活動班で計画を立案し実施しました。30年度以降、土曜活動は発展的に解消し、平日のプログラムへと移行させる予定です。

⑤高齢期や重度重複障がいのある利用者への支援

多様化する利用者の状況に対応するため、26年度より生活介護事業の一区画で高齢期や重複障がいの利用者に対し日中をより安全に、より充実して過ごすことができる空間や活動の提供を運営の主目的の一つに据える活動班を立ち上げています。加齢による体力や身体機能の低下が散見され、利用者のニーズが開所当時と大きく変わってきていることが分かります。実際、28年度あたりから、利用者本人やご家族の入院、手術など、健康面での出来事が増えてきており、29年度も大きな事案がいくつかありました。

青い鳥での状態変化に即応できるよう、これまでも常勤看護職員が1名勤務していましたが、未配置の土曜日にも新たに非常勤看護職員を配置しました。今後、ニーズの高まりや推移を睨みつつ、作業療法士等、専門職種の配置が実際に有効かどうか考察し、検討していきます。

⑥健康管理【就労継続支援・生活介護】

就労継続支援・生活介護事業では利用者が口腔内の健康を維持できるよう、委託先の医療機関丹田歯科医院（堺市南区晴美台3-1-7 TEL072-297-2883）による歯科検診及び歯科受診・治療を導入しています。

29年度も引き続き、利用者の社会性の向上と、より実践的な取り組みとして、歯科受診を希望される利用者を少人数制のグループに分け、グループに必要な人数の職員と看護師が同行し、丹田歯科で受診、治療を行いました。また、歯科受診を希望されない利用者の口腔内の健康維持のために利用者全員を対象とした看護師によるブラッシングケアを1週間に1回の頻度で行うとともに、ブラッシングが特に必要な方には担当職員によるブラッシングケアも日々実施、歯周病・虫歯予防に努めています。

歯科検診結果状況

	平成29年4月（64名中）	
歯の異常	15名	23%
歯周疾患	38名	59%
咬合の異常	12名	18%
歯並びの異常	20名	31%

前年度に比べ歯に異常（虫歯、歯のかけなど）のある方は減少していますが、歯周疾患の方は年々増加の傾向にあります。歯周病は、年齢が上るほど発症率が高くなるも、正しいブラッシングにて歯周病の進行を抑えることができるとされています。また、口腔ケアは口腔内疾患の予防だけでなく、感染症対策（肺炎、インフルエンザ、糖尿病悪化 etc,）予防にも有効とのこと。引き続きブラッシング指導を継続して行います。

医療相談について、今年度も利用者支援にかかる医療相談を毎月第1木曜日に行いました。医療相談嘱託医療機関は木村医院（堺市中区大野芝町 242-2 TEL072-237-5000）です。木村彰男院長から支援員、看護師が医療面のアドバイスを受け、支援に役立てられました。

健康診断については、年に1回、6月に実施しています。健康診断委託医療機関は耳原総合病院（堺市堺区協和町 4 丁 465 TEL072-241-0501）です。

今年度より血液検査項目に腎機能6種検査（Bun、クレアチニン、尿酸、Na、k、Cl）を追加で行いました。今後の健康管理に対する嘱託医の助言もあり腎機能6種検査は今後も継続して行います。

○健康診断結果状況

	平成 29 年 6 月（103 名中）
肝機能異常	15 名
糖代謝異常	2 名
コレステロール異常	6 名
血液検査異常	13 名
腎機能異常	3 名
血圧異常	0 名
心電図異常	5 名
肥満、生活習慣改善が必要	52 名

診断結果、急を要するような重大な事柄はなかったものの、今後も生活習慣病に関わる肥満や肝機能異常、糖代謝異常、コレステロール異常、腎機能異常に注視していく必要があります。

感染症予防を目的として、現在も外出時の手指アルコール消毒・登所時の検温・体調不良時のマスク着用の継続、施設内での集団感染予防として加湿器の使用、利用者退所後に施設内のドアノブ・手すりの消毒を行いました。消毒は安全を考慮し万が一誤飲した場合にも人体に影響のない次亜塩素酸ナトリウム（商品名：ジェスパ）を使用しています。

生活介護事業では看護師を配置しており、看護師を中心に歯科検診や健康診断に関する家庭への情報提供（健康だより）を発行するなどの取り組みを進めています。

インフルエンザ・感染性胃腸炎（ノロ）結果状況

	平成 29 年 利用者（104 名中）	平成 29 年 職員
インフルエンザ A	0 名	1 名
インフルエンザ B	25 名（疑陽性 6 名含む）	13 名（疑陽性 1 名含む）
感染性胃腸炎（ノロ）	0 名	0 名
その他	0 名	0 名

インフルエンザの罹患者数が多数となったため、計 4 日間の施設閉鎖を行いました。

インフルエンザや感染性胃腸炎は流行性疾患であり、蔓延しやすく完全に防ぐことは困難かもしれませんが、今後も施設内感染拡散防止に努めていきます。

⑦就労支援

29 年度は希望が無かったため、就労支援レベルでの活動はありませんでした。ただし、年度中に利用者 1 名が就労へのステップとして当事業所を退所し、より就労に近い活動を行っている事業所に移りました。当該事業所とは以前より交流を保っており、今後、サポートが必要な事態が生じることがあれば即応できるよう、連携してまいります。

当事業所では面談等で随時、利用者の就労希望を確認しており、今後また就労を希望する利用者が現れましたら十分なサポート体制を組み支援を行ってまいります。

⑧行事・施設外活動

社会のルール・マナーを学ぶ、集団活動に慣れる、円滑な対人関係を築く、買い物を行うなどの IADL（手段的日常生活動作能力）を高めることなど、社会適応的な振る舞いを身に付けることを目的に、小集団や大集団での外出の機会を設けました。また、研修旅行（一泊及び日帰り）等の施設外活動を含む様々なプログラムに参加する機会を設けました。

2. 行事・クラブ活動【生活介護・就労継続支援】

(ア) 行事 29 年度の主な行事は以下の通りです。【生活介護・就労継続支援】

通所事業 年間行事

実施月日	行事内容
平成 29 年 4 月	10 年在籍者表彰式
平成 29 年 5 月	研修旅行（一泊）
平成 29 年 6 月	健康診断
平成 29 年 10 月	研修旅行（日帰り）・家族懇親会
平成 29 年 11 月	青い鳥まつり
平成 29 年 12 月	クリスマス会
平成 30 年 1 月	新年会・初詣

(イ) クラブ活動【生活介護】

クラブ活動は創作活動・レクリエーション・運動プログラムを実施しました。

創作活動はさをり織り、キーホルダーの作成、季節に応じた作品作り等を実施しました。さをりは青い鳥まつりで展示や販売を行いました。レクリエーションは第2、第3木曜日にミュージックケア、第1、第4木曜日に民謡合唱を実施し、班によりカラオケや手話活動も実施しました。その他、散歩に出かけたり、一部の利用者を対象にプールで楽しみました。

3. 防火管理（防災訓練）について【生活介護・就労継続支援】

事業所利用者の中には、火災などの非常時でも危険に対する認識や状況把握の困難な方が多数おられ、また、身体的な問題から一人で避難できない方や警報等の音に対して過敏に反応する方もいたりします。災害が起こった時、このように多様な状況を抱えた利用者の安全を確保するため、引き続き28年度も避難訓練を隔月1回ペース基本で実施しました。また、利用者のマナー化による気の緩み防止並びに職員の防災意識向上を狙い、6月、11月は所轄消防署を招いての立会い訓練（自衛消防訓練）と防災教育を実施しました。

実施月	内 容
平成29年4月	自主避難訓練
平成29年6月	自衛消防総合訓練（避難訓練・消火訓練・通報訓練）
平成29年7月	自主避難訓練
平成29年9月	自主避難訓練
平成29年11月	自衛消防総合訓練（避難訓練・消火訓練・通報訓練）
平成30年2月	自主避難訓練
平成30年3月	自主避難訓練

4. 職員研修について【生活介護・就労継続支援】

○外部研修

利用者の権利擁護や尊厳保持、障がい全般にわたる知識や実際の支援技術の向上を目指し、様々な外部研修に参加しました。

（外部研修全般についてはP.33～P.34の添付資料参照。）

○内部研修

職員が講師を務める内部研修を実施し、全職員が福祉の理念・知識・技術をより深く理解、獲得していくことを目指しました。講師を務める職員は中堅職員とし、所属班上級職がサポート役となり事業体毎に研修を実施しました。24年度より研修テキストとして全職員に配布している「はじめて働くあなたへーよき支援者を目指してー」トピックに沿った内容で内部研修を展開しました。

また、送迎業務のマナーや質の向上を目指し、警察署職員による安全運転講習や、消防署職員による救命講習など外部講師を招いた研修も行いました。

平成29年度職員研修(内部)は以下の通りです。

日程	トピック	事業体
4月21日	あいおいニッセイ同和損保 交通安全講習会	法人全体
6月23日	権利擁護について	生活介護・就労継続支援
7月21日	虐待について	生活介護・就労継続支援
8月25日	意思決定支援について	生活介護・就労継続支援
9月22日	ICFについて	生活介護・就労継続支援
9月25日	ブラッシング指導と歯周病について	生活介護・就労継続支援
10月27日	バイスティックについて	生活介護・就労継続支援
10月28日	救命講習	法人全体
12月7日	交通安全講習会	法人全体
12月22日	合理的配慮について	生活介護・就労継続支援
3月23日	高齢化について	生活介護・就労継続支援

○自己研修給付制度

平成 24 年度に法人内の新制度として創設された「社会福祉法人こころの窓 自己研修給付制度」を継続しています。この制度は知的障がい児・者ほか障がいのある方々やその関係者の支援・援助にあたる福祉専門職等の主体的な能力開発の取り組みを支援し、ひいては法人全体のレベル向上に繋げることを目的としています。毎年度、法人が制度目的に適うとみなし指定した通信教育講座等について給付枠を設け、受講希望者の中から給付対象者を選別し、その受講料及びテキスト代を全額給付しています。

平成 29 年度自己研修制度は以下の通りです。

実施団体（事業）	講座名等	給付対象枠
財団法人日本知的障害者福祉協会	知的障害援助専門員養成通信教育	1名
	知的障害を理解するための基礎講座	1名
社会福祉法人コスモス	ガイドヘルパー養成講座(知的)	2名
社会福祉法人手をつなぐ育成会	知的障害者(児)ガイドヘルパー養成研修	2名

○新人教育

新人職員へのヒアリングを定期的に行い、新人職員の心身の状況や支援の理解度等を確認しました。このヒアリングを通じて得た情報を各班新人教育担当者にフィードバックし、新人教育内容の点検・改善を図り、個々の新人職員に合った新人教育を行いました。

5. その他、実習受入など

(介護等体験実習)

平成 10 年度より、小学校及び中学校の教諭の普通免許状を取得する学生に対し、障がい者、高齢者等に対する介護、介助、交流の体験を義務付ける法律が施行されました。この制度に基づき、大阪府社会福祉協議会より当事業所に実習生の受入依頼があり、7月に5名の大学生が実習を行っています。

※平成 30 年度については、日程の調整がつかず大阪府社会福祉協議会からの受け入れはありません。

(堺市市民後見人養成講座施設実習)

認知症高齢者、知的障がい者や精神障がい者の地域移行が進む中、判断能力が十分でない人々の生活を支える成年後見人制度の必要性は高まってきています。「後見等の業務を適正に行う事のできる人材の育成及び活用を図るために必要な措置を講ずること」が市町村の努力義務となりました。第 3 者後見人の新たな担い手として「市民後見人」は大きく期待されています。当事業にも堺市より委託を受けた堺市社会福祉協議会、権利擁護サポートセンターから実習受入依頼がありました。29 年度は 1 名、計 4 日の実習を行いました。

(職場体験実習)

地域貢献事業の一環として、次代を担う人材育成等を目的に、地元中学校の職場体験実習の受け入れをしました。例年通り、堺市立登美丘中学校より依頼があり 11 月に 3 名の実習を行いました。

(支援学校体験実習)

支援学校生が今後の進路を決定するための大切な実習です。西浦支援学校より依頼があり、7 月に 2 名、8 月に 2 名の計 4 名の実習生を受け入れています。

平成29年度（2017年度） 事業報告

● 居宅系サービス

共同生活援助事業（訓練等給付事業）

（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

社会福祉法人 こころの窓

共同生活事業所

ヴィラージュあゆみ

ヴィラージュあまね

1. ホーム事業の動き

グループホーム事業を進めていく中で、公営集合住宅のグループホーム活用は、整備費用、家賃の面からも比較的安価であることもあり、これまでグループホーム増備の主体的方法として、積極的に推進して参りましたが、度重なる福祉施設における痛ましい火災事故を契機とする消防法の改正によって、今後は公営集合住宅の活用が困難になりました。

それに代わるグループホーム整備の方策として、整備可能な民間戸建賃借物件活用への研究・模索を行いました。その中には具体的検討対象となったケースもありましたが、公営住宅とは異なり、貸主側の思惑や、複雑な利害関係が存在する等、グループホームとしての公平性・継続性が担保出来ない恐れがあることなどから、実現には至りませんでした。今後も民間物件の活用の可能性の模索を果敢に進めながらも、丁寧かつ慎重に検討して参ります。

30年6月にオープン予定のすごうホームの入居者公募、選考及び決定、グループホームの新規スタッフの採用選考を進めて参りました。スタッフの新規採用については、最近の福祉業界全体の人材不足に加えて、同性介助の観点から、女性に限られることと、立地条件により運転免許保持者である条件などから、スタッフの選定・確保に時間がかかりました。新年度初頭には、すごうホームスタッフが確定する見込みです。

表1 「ヴィラージュあゆみ」、「ヴィラージュあまね」の各ホーム利用者数
(平成30年3月31日現在)

事業名	ホーム名	定員
ヴィラージュあゆみ	あゆみホーム	6人
	桃山台ホーム	4人
	大美野ホーム	8人
	高松ホーム	4人
ヴィラージュあまね	青い鳥ホーム	10人
	ホームおおみの65	7人
	もずホーム	10人
合計		49人

次の表2、表3は、平成29年度のホーム利用者の区分をホーム毎に集計したものです。

表2 平成29年度 区分別利用者数(ヴィラージュあゆみ)

	区分なし~1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分計	実人数
あゆみ		2	1		3		6	6
桃山		1	2		1		4	4
大美野		2	3	1	2		8	8
高松		1	1	2			4	4
平成29年度	0	6	7	3	6		22	22

表3 平成29年度 区別利用者数（ヴィラージュあまね）

	区分なし～1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分計	実人数
青い鳥1				1	1	2	4	4
青い鳥2				1	4	1	6	6
おおみの65			1	1	2	3	7	7
もず1				1	1	3	5	5
もず2			2	2		1	5	5
平成29年度	0	0	3	6	8	10	27	27

平成29年度では、平成28年度に比し、大幅な区分アップはありませんでしたが、給付費収入では3.5%増となりました。ヴィラージュあまねグループでは、区分2以下の利用者は0になりました。

支援区分の上昇により人員の増員が必要となりながらも、今後報酬単価自体は引き下げられ、人員の増員に見合うだけのサービス報酬が得られない可能性が十分考えられます。いかに効率よく、それでいて適正なサービスを提供しうるかが重要な課題です。

2. ホーム利用者に対する支援体制

① 個別支援計画・モニタリングについて

今年度10月より、従前4～9月、10～3月の6か月タームで行っていた、個別支援計画期間を、利用者誕生日を起点とする支援期間に順次変更を行いました。障害福祉サービスの更新のタイミングと、計画見直しのタイミングをそろえる事で、「サービスの選択」との効果的な調和を図ることが期待できます。

平成29年8月に、ヴィラージュあまねが、堺市より「障害福祉サービス指定事業者実地指導」を受けたことにより、指導内容に従って個別支援計画及びモニタリングの取り扱い内容に係る変更を行いました。即ち、モニタリングについて、年度当初サービス管理責任者並びに担当支援員が策定した6ヶ月間の「個別支援計画」に対して、6ヶ月間の経過後「モニタリング記録票」を作成して、利用者、保護者に報告を行う、「6ヶ月経過後」方式から、モニタリングの期間を5か月間とし、残りの1か月をモニタリングの結果をもとに、「次期計画策定会議・個別懇談等」を開催し、次期個別支援計画に反映するシステムに変更しました。（実地指導についてはP.35～P.36の添付資料参照。）

個別支援計画の策定に当たっては、相談支援事業所の「サービス等利用計画(案)」との整合性に留意し、利用者＝支援者の二者間だけの関係ではなく、関わる関係諸機関全てとの連携からなるチームアプローチを意識して支援を行いました。

また、2ヶ月をタームとした各利用者への支援について振り返りを行い、計画に基づいた目標を持った支援が、展開できているかの自己検証も引き続き実施しました。

② 健康管理について

・ 衛生管理・栄養管理

衛生面は世話人全員に1ヶ月1度の検便を実施しました。また、世話人以外についても、急遽、調理・配膳業務につく可能性の高いので、新規採用の支援員も含めて、検

便を実施しました。

アルコールを各ホームに備え付けており、感染症予防の一手段としました。感染症予防マニュアルについては、最近の知見を踏まえたうえで編集し、ホームスタッフの手引きに収載を行っています。

栄養管理については、夕食は、食材宅配サービス業者による食材供給を採用し、全ホーム統一した栄養管理を行っています。

- 健康診断

青い鳥を利用しているホーム利用者については、青い鳥で健康診断を年 2 回受診しました。

- 口腔ケア

ホームの青い鳥利用者は 1～2 ヶ月に 1 度、希望者に歯科検診の機会を提供しました。

- 耳鼻咽喉に関するケア

半年に一度程度、耳鼻咽喉科への定期診断が必要な利用者に対し支援員が付き添いました。

- 爪、皮膚に関するケア

巻き爪、白癬菌、乾燥肌、湿疹と爪や皮膚に関連した問題を抱えている利用者は多く、定期診断が必要な利用者に対し支援員が付き添った。また、浴室等で他の利用者が罹患する可能性が高いため、タオル・バスマット等の交換に配慮しました。

- 服薬管理

服薬管理は必要に応じて行いました。

多薬服用者が複数おられるホームにおいて、ピルケースを導入する等、担当が変わっても、一目で分かりやすいよう、担当職員全体で統一を図りました。

自己管理を希望されるにも拘わらず飲み忘れの多い利用者に対し声かけ、見守りを行いました。

③ 夜間支援体制の整備について

「ホーム緊急通報システム」の構築を行いました。



夜間勤務時において、緊急案件が発生した当該グループホームによる発報に対して、法人本部の夜間宿直員が受信することにより、宿直員または、対応可能な他ホーム夜間支援員による「応援・かけつけ」体制の充実化を図りました。

3. 行事・余暇活動について

ホームごとに誕生日会イベントを実施しました。

独居者を対象に新春イベントを開催しました。

休日移動支援サービスの利用困難な利用者向けドライブを実施しました。

4. 防火管理（防災訓練）について

「ヴィラージュあまね」においては、10月に青い鳥ホーム利用者参加のもと、避難訓練を実施しました。ホームおおみの65については、避難訓練の未実施が懸案となっていました。2月に利用者参加のもと避難訓練を実施しました。

もずホームについては、8月に利用者参加のもと避難訓練を実施しました。

「ヴィラージュあゆみ」においては、毎月1回、下記内容による防災に関する説明を利用者向けに開催しました。

防災訓練内容

実施予定	内 容
平成29年4月	防災訓練（戸締り・火の用心）
平成29年5月	防災訓練（消防器具・避難経路確認）
平成29年6月	SST（通報訓練）
平成29年7月	防災訓練（地震）
平成29年8月	SST（不審者来訪に備えて）
平成29年9月	自主避難訓練（火災）
平成29年10月	防災訓練（戸締り・火の用心）
平成29年11月	防災訓練（消防器具・避難経路確認）
平成29年12月	SST（通報訓練）
平成30年1月	防災訓練（地震）
平成30年2月	SST（不審者来訪に備えて）
平成30年3月	自主避難訓練（火災）

5. 職員研修について

青い鳥に準じて開催しました。

また、本部での救命救急講習に参加することが難しいホーム世話人に対し、「応急手当普及員」修了資格を持つホームスタッフが救命救急講習を実施しました。

平成29年度（2017年度） 事業報告

● 障害児通所支援事業【児童福祉法】

放課後等デイサービス事業（障害児通所給付事業）

児童発達支援事業（障害児通所給付事業）

（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

社会福祉法人 ころの窓

障がい児通所施設

青い鳥初芝教室

療育児童に対する各療育事業

初芝教室では、療育児童が将来、豊かな実りのある社会自立が出来るよう、個々の抱える問題を把握し、療育指導を実施しました。

① 児童発達支援・放課後等デイサービス事業について

平成29年度の通所者は、88名で、その内訳は就学前児童19名、小学生30名、中学生7名、高校生26名、社会人6名でした。

平成29年度の退所者は5名でした。退所理由は幼稚園への通園を優先して頑張りたいこと、母が仕事で連れてくる時間の確保が難しくなったこと、身内が病気のため介護で福岡に帰らないといけなくなったこと、パニックがひどく青い鳥が始まる時間まで家で待つこと・家族が見ることが難しくなり1日預けられる事業所を探したいという理由でした。

また、29年度で高校を卒業した児童が6名あり、うち就労継続 B 型への就労が決まった児童が2名、一般就労（障がい者雇用枠）が決まった児童が1名、自立訓練校へ行く児童が1名、職業リハビリ学校へ行く児童が1名、進学（大学での科目履修生）する児童が1名という状況です。

社会人6名については、児童のクラスが増加したため、年度当初の予定通り卒業することになりました。

② グループ療育について

グループ療育では、療育児の年齢別、学令別、個々の障がいの状況別にクラス分けを行い、出来る限り療育児童の状況にあわせた療育を行いました。

障がい児通園施設に通っている児童専用の土曜日の児童発達支援クラスに関して、利用希望の人数が定員を超えたため、数名は月1回で利用で来てもらい、残りの見学に来てもらった人に関しては、平成30年度からの利用でお願いすることになりました。

29年度は平日に来ている小学生（低学年）クラスと中・高生クラスでキャンセルが多かった上、他の曜日に振り替えることも難しく、予定していた療育回数を消化できない児童が複数いました。就学前児童や土曜日クラスの児童については予定通り療育を行うことができました。

③ 個別学習について

グループ療育の前後の時間に、個々の障がいの程度や能力、また学校での課題の進み具合に応じた課題設定をし、個別学習を行いました。

④ 集団療育について

集団療育では、小学生以下のクラスと、中学生以上の2クラスの構成で、月1回、年間では小学生以下のクラスは計6回、中学生以上のクラスは計11回行いました。

小学生以下のクラスは、学校の行事や習い事等が重なったことや集団療育への周知があまりなかったことにより、参加の人数が少数でした。集団療育の存在自体を知らない新規利用の方もい

らっしゃるので、次年度に向けて周知徹底することにしました。

中学生以上のクラスに関しては事前に集団療育への参加の有無を確認した上で、中学生11名、成人が20名の計31名で活動をスタートしました。その内、中学生2名は一度も利用がありませんでした。また、成人2名のうち、1名は体力的にも厳しくなり29年度上半期に退所、もう1名は家が遠く早起きをすることが辛くなってきたこともあり、29年度3月で退所されることになりました。

前年度同様、チーム数を3チームとして行い、各チームの毎月の利用平均人数は8名程であり、初芝体育館にて運動を中心とした療育を行いました。

⑤ 保護者との懇談、療育児童の通園、在校する学校との交流及び放課後デイ事業所との連携

保護者との懇談は、毎回療育の終了後もしくは療育前に行いました。保護者が来られなかった場合や一人で通っている児童に関しては電話や手紙などで懇談を行いました。

児童の保護者からの要望に応じて、学校訪問を行い、療育生の学校での様子を見学させていただきました。また他の事業所への見学、放課後デイ連絡会からの制度研究や研修をおこないました。

相談支援事業を利用している児童に関しては、ケース会議に参加しました。但し、療育の都合により参加出来なかった場合は、電話と書面にて児童の様子を伝えています。

⑥ 研修について

平成29年度は以下の研修を受けました。

事業所内研修として、「権利擁護」「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応について」「意思決定支援」「ICFについて」「バイステックについて」「合理的配慮について」「高齢化」の研修。

事業外研修として、堺市社会福祉事業団主催の現地研修で第2つぼみ園での保育実習（園庭遊び、保育、給食介助）に1名参加、児童発達支援センターについての説明後、第1・2つぼみ園見学に2名、作業療法・感覚についての研修に2名参加した。さかい障がい児放課後連絡会主催の「子どものがんばりを支えるためにー安心から自信へー」に2名参加しました。

平成29年度（2017年度） 事業報告

● 相談支援事業

特定相談支援事業（計画相談支援給付事業）

障害児相談支援事業（障害児相談支援給付）

（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

社会福祉法人 こころの窓

相談支援事業所 青い鳥

<事業概況>

平成 24 年 4 月からの障害者自立支援法の一部改正（現在は障害者総合支援法）において、相談支援体制の拡充・再編、つまり障がい者・児のケアサービス機能が大幅に拡大されることを契機に当相談支援事業を発足しました。平成 27 年度からは計画相談支援サービスの必須化・全員化といった本格稼働の始動に合わせ、当法人内利用者への優先取組み（相談難民救済的見地）を事業方針に据えて、その体制づくりと業務運営に邁進してきたところで、現在に至っております。

平成 29 年度は上記、相談支援本格稼働（障がい計画相談元年）からの 3 年目に当たり、導入初期の混乱期がほぼ終息して、全国的にも制度定着が浸透してきた一方、堺市におかれては、計画作成達成率が者・児とも未だ 50%強に滞っている状況です。（平成 30 年 2 月末現在）

その中、当相談支援事業所の実績は、計画相談ケースが 90 名超え（者児共）となっており、堺市の低迷に対して、通所施設青い鳥での計画作成達成率は 8 割弱に及んでいます（内、当事業所直営ケース 58 件：他事業所ケース 40 件で内外比 6:4）。また、当事業所から通所施設青い鳥への相談関与ケースは、計画作成 58 件＋計画外作成援助 18 件であり、同法人内占有率は 62%との結果で、決して過度の集中でないことが見て取れます。とはいえ、身内特化対応には、報酬見直しを検討されているところであり、今後の展開には注意が必要なことに加え、平成 30 年度からは報酬改定により、高い質と専門性を評価するシステムに移行することになっており、エリアごとの頻度や専門員の標準担当件数制限あるいは業務負担の細分化に加算などが予定されています。従前変わらぬ非採算事業としての限られた人的資源の中で、次年度は報酬ベースでの支援の質の向上と効率化を図ることが課題となっています。

<事業運営>

人員体制は、専任相談支援専門員 2 名（内 1 名はパート）がメインで通所施設青い鳥の利用者を担い、兼任相談支援専門員 2 名（2 名共管理者）が各々、児童と独居精神利用者を担いました。また各種団体に加盟し、①堺市新任相談支援専門員の勉強会 ②相談支援専門員協会③堺市東区障害者自立支援協議会 ④東区相談支援事業所連絡会 に参加しております。

<「大阪しあわせネットワーク」への参画>

社会福祉法人制度改革に伴う、地域貢献の必要性や公益的な取組みの責務、関与への趨勢に鑑み、オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業「大阪しあわせネットワーク」に参画しています。平成 28 年度から社会貢献基金への拠出を行ない、社会福祉法人の強みを活かした様々な地域貢献模索への足掛かりとしました。平成 29 年度はより踏み込んで、当相談支援事業所の相談支援専門員が、地域の総合生活相談を担う「コミュニティ・ワーカー」の養成課程修了により「総合生活相談員・CSW」としての資格を取得しました。今後、地域何でも SOS に対応できる、生活困窮対策事業への要員配置（人的貢献）を可能にいたしました。

平成29年度（2017年度） 事業報告

● 短期入所事業

短期入所事業（介護給付事業）

日中一時支援事業

（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

社会福祉法人 こころの窓

短期入所事業所

ショートステイあかね

(経過)

平成 26 年 5 月 1 日 堺市より短期入所事業所「ショートステイ あかね」(単独型、定員 12 名)として指定を受ける。平成 26 年 5 月 12 日 開所、先ずはプレオープンとして当法人メンバーを対象に体験利用からスタート。平成 26 年 8 月 1 日 正式オープン(対外営業開始日)に伴い、一般利用が開始、現在 5 年目に至る。

(事業運営)

・サービス利用状況

平成 29 年度は営業日(開所日数)総数が 365 日であり、開業以来初めての、年中無休稼働の実現、延べ宿泊者数は 3,389 名でした。利用率(月次延べ宿泊者数÷月次満床稼働数)は下記の通りで推移しており、

平均利用率 (%)	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
	83.0	79.6	84.1	78.2	75.5	76.6
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
	77.6	81.3	77.1	65.0	79.7	73.9

年間平均 77%の充室稼働(換算 9 名以上/日)となり、対前年度比(H28 年度 70%)で 7ポイントアップしました。また利用登録者数は 255 名(H30.3.31 現在)となっており、平成 29 年度内で 60 名の新規利用者が増えています。利用率向上の要因としましては、あかねの特色として、これまで休日・休前日利用が少なく、全体の利用率が抑えられる格好となっていました。利用希望者の増大により、平日稼働は 90%を超えることが多くなっていること。そして平日の取りづらさを予約の取りやすい休日利用へシフト化、つまり稼働平準化が全体の利用機会底上げに寄与したこと。が考えられます。

・緊急時対応事業

国が定める施策「地域生活支援拠点等」における 1 つ[緊急時の受入れ・対応]の整備として、平成 29 年度より堺市が鳴り物入りで始めた緊急時対応事業に当法人も参画。平成 28 年度までの安心コールセンター事業の進化版として、緊急コールセンター+駆付け移送+ショートステイ受入の三点機能を兼ね備えた緊急体制を、駆付け機能を担う通所施設青い鳥と協働して進めてきました。初年度は、登録者は 45 名、コーディネーターは 3 件、緊急出動 1 件の実績がありました。次年度(H30)も継続していきます。

4 年目を迎えた平成 29 年度においても、地域に開かれた社会資源として、あかねが標榜しているショートステイ 3 つの機能、①利用者のための自立体験(親元を離れ外泊する)、②介護者のためのレスパイト(休息) ③もしもの時のためのセーフティネット(緊急保護)を運営の柱として事業展開していきました。特に社会的使命として、③の緊急対応の受け皿機能を重視・優先することは従前路線であり、保護者入院、虐待保護、一時分離、ロングステイ措置等あるいは上述堺市の緊急時対応事業の受入れまたは当法人メンバーの緊急入所といった様々な緊急ニーズに貢献出来ました。今後も駆け込む事が出来るシムル-的役割を担保すべく、福祉の観点から緊急床(予備 1 室)を確保して備えることとしています。このことは、一般利用を 1 床

制限することになりましたが、身近な地域で、かゆいところに手が届くといった、保護ネットワークの一翼を担う運営は、結果的に信用と認知度アップによる利用率の向上、事業性の安定化に資するものとなっています。

なお、29年度はショートステイあかねに対し堺市による実地指導がなされました。指摘事項についてはすでに改善報告書を提出し終え、より適切な運営を心がけています。(実地指導についてはP.35～P.36の添付資料参照。)

(利用者支援について)

- 食事の提供

利用者の食事については、栄養士の管理の下に必要な栄養基準量を確保し提供しました。食中毒対策、衛生管理も栄養士の指揮の下、万全を期し、調理は事業所に従事する調理員が、事業所厨房にて行いました。食事は利用者にとって最も楽しみな時間の一つであることを職員皆が認識し、また、必要な利用者の方には、食事介助を実施しました。

- 入浴

入浴も食事同様、利用者にとって楽しみな時間であり、清潔保持の観点からも男女共、毎日入浴を原則としました。感染症対策、プライバシーの保護、入浴そのものへの付加価値(ツァグジ-)提供から個浴を用意する一方、利用者の好みやニーズ又は重介護対応により一般浴(複数浴槽)、機械浴(車椅子式入浴装置)も準備することとし、必要な介助を実施しました。

- 居住環境

利用者の居室については、すべて鍵付きの個室とし、プライベート空間を保証しています。その他リビングや多目的室を設け、動線はすべてバリアフリー、トイレも車椅子対応を2か所準備しました。

- 送迎

送迎の必要な利用者には、専用送迎車2台を確保して可能な限り配車を実施し、ショートステイ利用への利便をはかりました。

- 保健衛生

保健衛生については、嘱託医及び隣接の法人本部に常駐する看護師の指示を受け、利用者のバイタルチェックには万全を期しています。現場責任者は定期的な講習会に参加し、情報収集並びに他職員の啓発、実践の徹底を行いました。シーツ等のリネン類はこまめに交換し、連泊する利用者に対しては適切に衣類等を洗濯するなど、常に清潔な状態を保ちました。感染症対策については、徹底した消毒処置と利用者の罹患情報の告知及び最新情報の提供を行って、予防と拡大防止に努めました。

平成29年度

入所状況一覧

青い鳥

就労継続支援（B型）

平成30年3月31日

●年度別入退所状況

	2017年度	2016年度	2015年度
年度当初在籍	33	41	42
退 所	5	7	2
入 所	0	1	1
年度末在籍	28	34	41

●月別入退所状況

※月途中終了および開始には月初日から月末日にかけての登録を含みます。

前年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
初日在籍	41	38	38	36	36	35	34	34	34	34	34	34	—
退 所	3	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	7
入 所	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
月末在籍	41	38	38	36	36	35	34	34	34	34	34	34	—
当年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
初日在籍	33	33	32	32	32	32	29	29	28	28	28	28	—
退 所	0	1	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	5
入 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月末在籍	33	33	32	32	32	32	29	29	28	28	28	28	—

●年齢別・性別の状況

（平成30年3月31日 現在）

障害者施設									障害児施設							
年齢	～19	20～	30～	40～	50～	60～	70～	計	年齢	～2	3～	7～	13～	16～	18～	計
男	0	2	1	6	2	1	0	12	男							
女	0	3	2	8	1	1	1	16	女							
平均年齢	男 45 歳			女 42 歳			平均年齢			男 歳			女 歳			

●在所期間の状況

（平成30年3月31日 現在）

年数	～1	～2	～4	～9	～14	15～	計	平均在所年数
男	0	0	1	6	5	0	12	8年7ヶ月
女	0	2	0	6	8	0	16	8年2ヶ月
計	0	2	1	12	13	0	28	8年4ヶ月

○利用の状況（参考）

参考（28年度）	
開所日数 a	292
延利用者数 b	7,484
平均利用者数	25.6

●利用の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
開所日数 a	22	24	26	25	22	24	24	23	24	19	23	25	281
延利用者数 b	576	604	621	584	537	577	552	482	516	392	484	530	6,455
平均利用者数	26.2	25.2	23.9	23.4	24.4	24.0	23.0	21.0	21.5	20.6	21.0	21.2	23.0

平成29年度

入所状況一覧

青い鳥

生活介護

平成30年3月31日

●年度別入退所状況

	2017年度	2016年度	2015年度
年度当初在籍	92	86	98
退 所	1	1	7
入 所	5	8	0
年度末在籍	96	93	91

●月別入退所状況

※月途中終了および開始には月初日から月末日にかけての登録を含みます。

前年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
初日在籍	86	89	89	91	91	92	93	93	93	93	93	93	—
退 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
入 所	1	3	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	8
月末在籍	86	89	89	91	91	92	93	93	93	93	93	93	—
当年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
初日在籍	92	92	93	92	92	92	94	96	96	96	96	96	—
退 所	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
入 所	0	0	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	5
月末在籍	92	92	93	92	92	92	96	96	96	96	96	96	—

●年齢別・性別の状況

(平成28年03月31日 現在)

障害者施設									障害児施設							
年齢	～19	20～	30～	40～	50～	60～	70～	計	年齢	～2	3～	7～	13～	16～	18～	計
男	0	19	19	19	4	2	1	64	男							
女	0	9	8	10	1	3	1	32	女							
平均年齢	男 38 歳				女 39 歳				平均年齢	男 歳				女 歳		

●在所期間の状況

(平成28年03月31日 現在)

年数	～1	～2	～4	～9	～14	15～	計	平均在所年数
男	3	7	2	27	25	0	64	7年10ヶ月
女	2	1	4	9	16	0	32	8年0ヶ月
計	5	8	6	36	41	0	96	7年11ヶ月

○利用の状況(参考)

参考(28年度)	
開所日数 a	292
延利用者数 b	19010
平均利用者数	65.1

●利用の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
開所日数 a	24	24	26	25	22	24	25	23	24	19	23	26	285
延利用者数 b	1,573	1,590	1,808	1,661	1,538	1,681	1,720	1,643	1,754	1,261	1,620	1,757	19,606
平均利用者数	65.5	66.3	69.5	66.4	69.9	70.0	68.8	71.4	73.1	66.4	70.4	67.6	68.8

青い鳥 就労継続支援事業利用者 工賃一覧

月別工賃支給	利用者数(人)	延稼働日数(日)	支給額総計(円)
平成28年4月	38	358	359,400
平成28年5月	37	604	326,500
平成28年6月	35	722	358,500
平成28年7月	36	742	387,500
平成28年8月	34	573	316,900
平成28年9月	34	683	380,100
平成28年10月	33	546	280,900
平成28年11月	31	548	324,900
平成28年12月	29	578	350,500
平成29年1月	32	494	267,600
平成29年2月	31	631	369,500
平成29年3月	32	583	334,300
合 計		7,062	4,056,600
一人当たりの平均月収			10,091
ボーナス等支給	利用者数(人)		合計支給額総計(円)
6月ボーナス	38		303,200
12月ボーナス	32		501,900
3月末清算分	0		0
合 計			805,100
一人当たりの年間平均支給額			23,003
	利用者数(人)	延稼働日数(日)	支給額総計(円)
年 間 合 計		7,062	4,861,700
1人当たりの平均年収			145,125
1日1人当たりの平均工賃			688

青い鳥 生活介護事業利用者 工賃一覧

月別工賃支給	利用者数(人)	延稼働日数(日)	支給額総計(円)
平成28年4月	72	698	147,900
平成28年5月	72	1,185	136,200
平成28年6月	73	1,551	180,200
平成28年7月	74	1,608	188,600
平成28年8月	76	1,328	154,100
平成28年9月	76	1,662	197,300
平成28年10月	77	1,398	166,800
平成28年11月	77	1,555	187,500
平成28年12月	78	1,609	195,300
平成29年1月	78	1,297	156,200
平成29年2月	78	1,672	202,800
平成29年3月	78	1,520	184,000
合 計		17,083	2,096,900
一人当たりの平均月収			2,307
ボーナス等支給	利用者数(人)		合計支給額総計(円)
6月ボーナス	74		303,300
12月ボーナス	78		304,200
3月末清算分	0		0
合 計			607,500
一人当たりの年間平均支給額			7,993
	利用者数(人)	延稼働日数(日)	支給額総計(円)
年 間 合 計		17,083	2,704,400
1人当たりの平均年収			35,702
1日1人当たりの平均工賃			158

平成 29 年度 主な職員研修(外部研修)

実施日	研修内容	主催者
4月22日	第23回高齢者・障がい者の快適な生活を提案する総合福祉展バリアフリー2017	大阪府社会福祉協議会
5月29・30日	サービスマナーセミナー(初級クラス)	大阪府社会福祉協議会
6月2日	第5回 堺障害フォーラム	堺障害フォーラム(SDF)
6月6日	社会福祉施設等における食中毒予防講習会	堺市健康福祉局
5月12・19日、6月10日	大阪しあわせネットワーク 「コミュニティソーシャルワーカー養成研修」	大阪府社会福祉協議会
6月15・16日	サービスマナーセミナー(中級クラス)	大阪府社会福祉協議会
6月16日	堺障害フォーラム第5回総会	堺障害フォーラム(SDF)
6月7日、12日、20日	福祉職員研修「中堅職員」	大阪府社会福祉協議会
6月19日	強度行動障がい支援リーダー養成研修	大阪府
7月3日	施設看護師に求められる役割	大阪府社会福祉協議会
7月21日	2017年 使える!助成金セミナー	リコージャパン
7月25日	強度行動障がい支援リーダー養成研修	大阪府
8月1日・2日	てんかん基礎講座	日本てんかん協会
8月22日	人権教育セミナー 社会的困難を生きる若者と学習支援	堺市人権推進課
9月5日	非常食について	堺市特定給食研究会
9月12日	①食品衛生、②食品と栄養、 ③新調理システムと給食施設の現状	堺市健康福祉局
9月13日 14日	サービス管理責任者研修 就労分野	大阪府社会福祉事業団
9月15日	ご家族に利用者の話を聞く会	こころの窓の仲間を支える会
9月8日、25日	大阪府強度行動障がい支援者養成研修	大阪府障がい者自立相談支援センター
9月26日	強度行動障がい支援リーダー養成研修	大阪府
9月12日 10月11日	大阪府強度行動障がい支援者養成研修	大阪府障がい者自立相談支援センター
10月18日	特定給食講演会Ⅱ ①食支援と口腔ケア ②アレルギーについて	大阪府・大阪市・堺市・豊中市・高槻市・枚方市・東大阪市・ 公益社団法人 大阪府栄養士会
10月24日	強度行動障がい支援リーダー養成研修	大阪府
8月22日 10月27日	成人施設過程 基礎コース	大阪府社会福祉協議会

11月1日	リスクマネジメントに関する研修会	福祉と人権の研修ネットワーク おおさか
11月8日	感染症予防対策講習会	ネットワークおおさか
11月12日	イライラや不安はなぜ起こる？ 脳が作り出す困り事	堺市障害施策推進課、 堺市社会福祉事業団
11月13日	第38回人権同和問題企業啓発セミナー	大阪商工労働部
11月14日	高次脳機能障がい地域支援者養成研修	大阪府障がい者自立支援センター
11月29日・ 12月14日	平成29年度大阪府強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）	大阪府障がい者自立相談支援センター
12月6日	サービス管理責任者等研修 地域生活 （知的・精神）分野	大阪府障害者福祉事業団
12月12日	強度行動障がい支援リーダー養成研修	大阪府
12月12日	ストレス関連疾患の基礎知識（いまさら聞けないストレス関連疾患）	堺市こころの健康センター
1月12日	堺市の障害児支援について	みのりの会
1月26日	堺障害フォーラム（SDF）第9回集い	堺障害フォーラム（SDF）
2月2日	大阪府相談支援従事者専門コース別研修 権利擁護・意思決定支援コース	大阪府障がい者自立相談センター
2月6日	強さは優しさ 柔道から学んだこと	堺市人権教育推進協議会
2月14日	①給食業務とPDCAサイクル ②栄養 管理報告書より情報提供	堺市健康福祉局
2月21日	堺市日中一時支援・短期入所事業者研修 ～適切な救急対応について～	堺市
2月22日 23日	サービス管理責任者等研修 地域生活 （知的・精神）分野	大阪府障害者福祉事業団
3月8日	地域のなかの訪問看護師	堺市こころの健康センター
3月13日	堺障害フォーラム（SDF）運営委員会報告	堺障害フォーラム（SDF）
3月26日	栄養士、調理員等研修会 希望の園 見学	大阪府社会福祉協議会

実地指導改善報告書

法人名 社会福祉法人 こころの窓
 事業所名 ウィラージュあまね
 対象サービス 共同生活援助

指 導 内 容		改 善 状 況	
運営基準等の項目	根拠法令等	改善時期又は改善予定時期	改善方法
運営に関する事項 1	重要事項説明書について、次の事項が記載されていなかったもので、これらの事項を追加すること。 ①利用料金 ②事故発生時の対応について（損害賠償の方法等含む） ③苦情解決の体制及び手順 ④サービス提供開始予定年月日 また、契約書の内容が混在している部分が見受けられたので、改めること。	平成29年10月 改善済	①利用料金 ②事故発生時の対応について ③苦情解決の体制及び手順について ④サービス提供開始予定年月日を明記し、利用ホーム契約書に記載のある「退去時の事項」について削除（廃止）。
運営に関する事項 2	サービス提供実績記録票について、外泊の初日等、宿泊を伴わない利用日においても利用者の確認を得る必要があるが、確認を得ていなかったため、これを改めること。	平成29年9月 改善済	確認モレ箇所（外泊の初日等）改めて確認を復せました。
運営に関する事項 3	個別支援計画について、サービス管理責任者が行ったアセスメント及びサービス担当者会議の記録が確認できなかったため、サービス管理責任者は、自ら行ったアセスメント及びサービス提供に当たる担当者を招集して行う担当者会議の記録を残すこと。 また、モニタリングを行う前に計画の見直しを行っているケースが見受けられたため、モニタリング（計画の実施状況の把握や継続的なアセスメント）を行ったあと、計画の見直しを行うこと。	平成29年9月 改善済	支援計画立案会議、の書式を作成し9月以降担当者同士での打ち合わせや、支援計画作成前に行われる「又見器談（相談支援事業所同席も有り）の折に供用を開始している次期支援計画（より）誕生月～6月に期間を改め、モニタリング期間を5ヶ月とし、残り14月間は次期計画作成見直し期間としました。

(実地指導改善報告書：第6条-2関係)

<p>運営に関する事項 4</p>	<p>省令第171号 第213条において準用する 第70条</p>	<p>非常災害対策について、十分な対策が講じられていないか、非常災害に関する具体的な計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備することにも、これを従業者へ周知すること。 また、定期的な避難訓練が実施できていない住居があったので、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。</p>	<p>平成29年12月 改善予定</p>	<p>現在、ヘルプホーム「アール」作成中 (非常災害対策計画「平成29年12月2日提出済」) ヘルプホーム避難訓練予定 平成29年11月(期間) 青い鳥ヘルプホーム避難訓練予定 平成29年12月(2回) 赤い鳥ヘルプホーム避難訓練予定 平成30年2月(実施)</p>
<p>介護給付費等に関する事項1</p>	<p>告示第523号 別表第15 1の5 附則第1031001号 第二の3(6)⑥</p>	<p>夜間支援等体制加算(Ⅰ)について、夜間を行う夜間支援従事者による夜間支援の記録が確認できないケースが見受けられたので、夜間支援の内容については記録を残すこと。</p>	<p>平成29年9月 改善済</p>	<p>日誌様式を改め、夜間巡回の時間、様子を記載できるようになりました。</p>
<p>介護給付費等に関する事項2</p>	<p>告示第523号 別表第15 4 附則第1031001号 第二の3(6)⑧</p>	<p>帰宅時支援加算について、計画への位置づけがなされおらず、また、帰省に伴う支援の内容や利用者の居宅等における生活状況等の記録が不十分であった。 帰宅時支援加算を算定する場合は、計画への位置づけを行い、また、次の記録を残すこと。 ①利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援の内容 ②利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより把握した、利用者の居宅等における生活状況等</p>	<p>平成29年9月 改善済</p>	<p>加算対象になり得る利用者様の支援計画へ交通手段の確保と連絡調整(電話連絡帳への記入、位置づけを行い、また、又対象となる利用者様ご本人との懇談時に連絡帳の帰省・休日時の記述の充実を図る。場合に依り適宜電話による連絡を促す。頂く旨順次可願の箇所です。</p>

※ 根拠法令等

- 省令第171号：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)
- 告示第523号：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び指定障害福祉サービスに関する費用の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)
- 附則第1031001号：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び指定障害福祉サービスに関する費用の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年附則第1031001号)

(実地指導改善報告書：第6条-2関係)

実地指導改善報告書

法人名 社会福祉法人 こころの窓
 事業所名 ショートステイあかね
 対象サービス 短期入所

指 導 内 容		改 善 状 況	
指 導	内 容	改 善 方 法	状 況
運営基準等の項目	改善を要する事項及び改善すべき内容 重要事項説明書について、 1) 次の項目がなかったので、記載すること。 ・営業日時、サービス提供日時・主たる対象者・苦情相談の連絡先（利用者の支給決定元） 2) 日用品費の額について、運営規程の内容と相違があったので、運営規程の内容を基本とし、一致させること。 3) 利用者確認欄の文言が「サービスの提供開始に同意しました」となっていた。重要事項説明書は利用者がサービス利用契約を結ぶ前にサービスについて説明を受けるものであることを鑑み、利用開始の意思表示となるような文言は使用しないこと。		改善時期又は改善予定時期
運営に関する事項	省令第171号 第125条において準用する 第9条	1) 左記未記載4項目について重要事項説明書に追加し、改善終了。 2) 「日用品費」との記載はともも運営規程の同一表記「日用品費の定額」に文言修正し、改善終了。 3) 「サービスの提供開始に同意しました。」を削除し、「重要事項の説明を受けた。」に文言修正し、改善終了。	平成29年12月11日
設備に関する事項	省令第171号 第117条第5項	居室について、プザーまたはこれに代わる設備が設けられていないケースが見受けられたので、整備すること。	平成30年4月
		次年度投資計画において、所定不足分7-アスコル10基補充により改善予定。	

(実地指導改善報告書：第6条-2関係)

<p>介護給付費等に関する事項1</p>	<p>告示第523号 別表第7</p>	<p>短期入所サービス費（I）について、日中の時間帯に行ったサービス提供の記録が不十分であるケースが見受けられたので、日中におけるサービス提供の有無を判断できる材料となるよう、記録を適切に残すこと。</p>	<p>平成29年12月1日</p>	<p>当該利用者の利用報告書（個別ケース記録）において、サービス提供内容の詳細列記（明系列に利用者の状態とそれに係る処遇）を指導し、既に周知運用中。</p>
<p>介護給付費等に関する事項2</p>	<p>告示第523号 別表第7 附表第1031001号 第二の2(7)⑤</p>	<p>送迎加算について、記録が不十分であったので、利用者の送迎車両や運転手、送迎先等を記録しておくこと。</p>	<p>平成29年12月1日</p>	<p>支援員日記の送迎記録欄、往復有無のみがチェックから、送迎先や運転手名の枠を追加し、既に運用中。</p>

※ 根拠法令等

- ▶ 省令第171号：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生省令第171号）
- ▶ 告示第523号：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに関する基準（平成18年厚生省告示第523号）
- ▶ 附表第1031001号：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年附表第1031001号）